

《 会員募集のご案内 》

UImy 北九州倶楽部（以下「本会」という）では、目的をご理解いただきご賛同いただける個人・団体を広く募集しています。

（目的）

- ・ 本会は、北九州市にUターン等を希望される方々及び北九州市に転勤等で移動予定の方々並びに北九州市在住の方々に、北九州市内の不動産情報（売買・賃貸）を主体に、求人情報・子育て情報・福祉医療情報をはじめ行政情報や地域タウン情報を提供することにより、安心・安全、かつ魅力的な北九州市を紹介し、北九州市への定住促進に寄与することを目的としています。
- ・ 会員相互の交流と親睦を図り、地域業界の結束を通じて業界発展につとめます。

（会員資格）

地域産業に関係を有する個人並びに団体

（会員種別）

種別		推薦者	理事会承認
正会員	本会の目的に賛同し、本会の事業を推進する個人または団体	正会員2名	必要
賛助会員	本会の目的に賛同し、本会の事業を賛助しようとする個人または団体	正会員又は賛助会員2名	必要
特別会員	本会の目的に賛同し、本会の事業に協力しようとする個人または公的機関	本会理事長	必要

（入会金・会費）

	入会金	会費	
		年払	月払
正会員（個人）	50,000円	36,000円	3,000円
正会員（団体）	100,000円	60,000円	5,000円
賛助会員（個人）	20,000円	24,000円	2,000円
賛助会員（団体）	50,000円	36,000円	3,000円

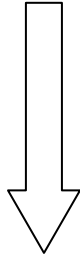
※ 特別会員については、入会金及び会費を免除します。

※ 会費は年払または月払を選択できます。

※ 既納の入会金・会費は返還いたしません。

【 入会までの流れ 】

■入会申込書（別紙）に必要事項をご記入の上、事務局にお申込みください。

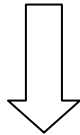


- ・ 団体及び公的機関にあつては、指定代表者名（本会に対して権利を行使する方）の記入が必要となります。
- ・ お申し込み方法は、FAX（571-0321）で事務局へ送付ください。

■理事会承認手続きを開始いたします。

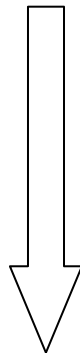


■ 理事会承認後、事務局より入会金・会費のお振込み依頼のご連絡をいたします。



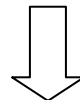
- ・ 会費は、年払または月払を選択できます。

■ 入会金・会費を指定金融機関振込口座にお振込みください。



- ・ 振込口座
福岡銀行 北九州営業部
普通預金 2551581
口座名 Ulmy 北九州倶楽部 近藤幸一
（なお、振込み手数料につきましては、恐れ入りますが振込者の負担でお願いいたします。）

■ お振込確認後、入会確認書をお送りいたします。



■ 入会手続き完了

【問い合わせ先】

Ulmy 北九州倶楽部 事務局

〒803-8510

北九州市小倉北区大手町1番1号 北九州市住宅供給公社内

TEL 093-582-3083 FAX 093-571-0321

E-mail : support@Ulmy.com

入 会 申 込 書

平成 年 月 日

UImy 北九州倶楽部の目的に賛同し、入会を申し込みます。

□ 会員種別

<input type="checkbox"/>	正 会 員 (個人)
<input type="checkbox"/>	正 会 員 (団体)
<input type="checkbox"/>	賛助会員(個人)
<input type="checkbox"/>	賛助会員(団体)

※ご希望の会員に○印をつけてください。

団 体	団体名 :	_____
	代表者名 :	_____
	ご住所 : 〒	_____
	指定代表者名:	_____
	所属部署:	_____
	連絡先 TEL:	_____
FAX:	_____	
e-mail	_____ :	
個 人	氏 名:	_____
	ご住所: 〒	_____
	TEL:	_____
	FAX:	_____
	e-mail	_____ :

※ 上記必要事項をご記入の上、郵送または FAX093-571-0321 までご返信ください。

□ 推薦いたします

(正会員 ・ 賛助会員) 推薦者名	印
(正会員 ・ 賛助会員) 推薦者名	印

U I m y 北九州倶楽部 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、「ユーアイ マイ キタキュウシユウク ラブU I m y 北九州倶楽部」(以下「本会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本会は、北九州市に U ターン等を希望される方々及び北九州市に転勤等で移動予定の方々並びに北九州市在住の方々に、北九州市内の不動産情報(売買・賃貸)を主体に、求人情報・子育て情報・福祉医療情報をはじめ行政情報や地域タウン情報を提供することにより、安心・安全、かつ魅力的な北九州市を紹介し、北九州市への定住促進に寄与することを目的とする。

2 会員相互の交流と親睦を図り、地域業界の結束を通じて業界発展に寄与する。

(事業)

第3条 本会の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 転入希望者への住み替え支援事業
- (2) 生活関連情報発信事業
- (3) 求職者・求人会社に対する情報提供事業及び就業体験等の企画運営事業
- (4) 高齢者社会活動促進及び福祉の向上に関するコンサルティング事業
- (5) 異業種間情報交流促進のためのネットワーク促進事業
- (6) その他本会の目的に必要な事業。

第2章 会員

(資格)

第4条 本会は、地域産業に関係を有する個人並びに団体に組織する。

(種別)

第5条 本会の会員は次の三種とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同し、本会の事業を推進する個人または団体
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、本会の事業を賛助しようとする個人または団体
- (3) 特別会員 本会の目的に賛同し、本会の事業に協力しようとする個人または公的機関

(入会)

第6条 正会員として入会を希望するものは正会員2名の推薦により、所定の入会申込書を事務局に提出し理事会の承認を得なければならない。

2 賛助会員として入会を希望するものは、正会員又は賛助会員2名の推薦により、所定の入会申込書を事務局に提出し理事会の承認を得なければならない。

3 特別会員は、本会理事長が推薦し理事会の承認を得なければならない。

- 4 団体及び公的機関にあつては、団体の代表者として本会に対してその権利を行使する者（以下「指定代表者」という。）を定める場合は、理事長に届け出なければならない。
- 5 指定代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を理事長に届け出なければならない。

（入会金及び会費）

第7条 会員は総会の定めるところにより、入会金及び会費を納付しなければならない。

	入会金	会 費	
		年 払	月 払
正会員（個人）	50,000 円	36,000 円	3,000 円
正会員（団体）	100,000 円	60,000 円	5,000 円
賛助会員（個人）	20,000 円	24,000 円	2,000 円
賛助会員（団体）	50,000 円	36,000 円	3,000 円

- 2 特別会員については、入会金及び会費の支払いを免除する。
- 3 正会員及び賛助会員のうち、理事長が特に必要と認める場合は入会金及び年会費を免除できるものとする。
- 4 入会金及び会費は返還しないものとする。
- 5 会費の支払い方法は、年払または月払とし、会員の希望により選択することができる。

（退会）

第8条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、退会とする。

- (1) 退会を申し出たとき
- (2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき
- (3) 連続して1年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

（除名）

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会において出席理事の過半数の議決により除名することができる。この場合においては、この会員に対しあらかじめ通知するとともに議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の会則又は総会の議決に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

第3章 役員等

（役員）

第10条 本会に役員として理事10名以内及び監事2名を置く。

- 2 理事のうちから理事長1名、副理事長2名以内を定める。

（役員を選任）

第11条 理事及び監事は、総会において正会員並びに特別会員のうちから選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

(職務)

第12条 理事長はこの会を代表し、会務を総理する。

- 2 副理事長は理事長を補佐し、理事長事故ある場合これを代理する。
- 3 理事は主要な事項を決議し、規約により会務を執行する。
- 4 監事は会計収支、財産ならびに業務執行状況を監査する。

(報酬等)

第13条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。

(任期等)

第14条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、または増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでに、その職務を行われなければならない。

第4章 会議

(会議の種類)

第15条 本会の会議は、総会、理事会とする。

(総会)

第16条 総会は通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は毎年1回毎事業年度末より2ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき
 - (2) 会員総数の3分の1以上から会議の目的たる事項を明記して請求があったときは、2週間以内に召集の手続きをする。
- 4 総会の召集は少なくとも5日以前に総会の日時、場所及び会議の目的事項を記載した文書で通知する。
- 5 総会は次の事項について議決する。
 - (1) 会則の変更
 - (2) 解散
 - (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
 - (4) 事業報告及び収支計算
 - (5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
 - (6) その他運営に関する重要事項
- 6 会員の表決権は平等とする。総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について出席会員に文書にて委任することにより表決できる。この場合には、この会員は、出席したものとみなす。
- 7 総会の議長は、総会に出席した会員のうちから選任する。
 - (2) 総会は総会員の2分の1以上の出席がなければ議事を開き議決することができない。
 - (3) 総会の議事は、出席会員の過半数で決める。賛否同数の場合は議長の決するところによる。
- 8 議長は総会の決議録を作成し、議長が指名した出席会員2名が署名するものとする。

(理事会)

第 17 条 理事会は、理事をもって構成する。

2 理事会は、理事長が必要と認めたときに招集する。

3 理事会は、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 入会金及び会費の額

(4) 事務局の組織及び運営に関する事項

(5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

4 理事会の議長は、理事の互選で決める。

5 理事会は、理事総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ成立しない。

6 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 監事は理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

8 議長は理事会の議事録を作成し、議長が指名した出席理事 2 名とともに署名の上、これを保存する。

第 5 章 事務局

(事務所)

第 18 条 本会は事務局を「北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号 北九州市住宅供給公社内」におく。

2 本会の事務を円滑に実施するために事務局を設置する。

3 事務局には、事務局長及び事務局員を置く。

4 事務局長は、理事長が委嘱する。

5 事務局長は理事長の命をうけ、事務を掌理する。

6 事務局長は、本会の事業を効果的に実施するために、会員のなかから事務局員を選任することができる。

7 事務局長は、本会の事業を円滑に運営するために本会の業務に精通する者を運営委員として選任することができる。

(事務局の事務)

第 19 条 事務局は、次に定める事務を行うこととする。

(1) 本会会則第 3 条に定める業務に係る事務

(2) 会員の入退会等に関する事務

(3) 入会金及び会費に関する事務

(4) 総会及び理事会に関する事務

(5) その他、本会の事業及び運営に必要な事務

(6) 前各号に係る会計に関する事務

第 6 章 資産及び会計

(事務執行)

第 20 条 事務執行に関する規定は総会の議決をもってこれを定める。

(資産の管理)

第 21 条 資産及び経費は、入会金、年会費、寄付金、協賛金、広告料、その他の収入を充て、総会で定めた規定に従い理事長がこれを管理する。

(事業年度)

第 22 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(雑則)

第 23 条 この会則の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

(細則)

1 第 3 条 6 項について以下のとおり定めるものとする。

(1) 北九州市が市内転入者へ助成する「北九州市住まい支援事業」。

(2) 1 項に係る事務費として会員は、下記の費用を負担するものとする。

a) 適用団地物件登録料：マンション 5 万円/団地

：一戸建て 1 万円/団地

b) 認定事務費：マンション、一戸建て 2 万円/件

(3) 2 項に定める費用については、事業収支を勘案し、適宜見直すことができるものとする。

附則

(施行期日)

この会則は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この会則は、平成 18 年 12 月 13 日から施行し、平成 18 年 12 月 1 日から適用する。

(施行期日)

この施行細則は、平成 21 年 5 月 25 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。